

自家消費型太陽光発電設備設置補助金（住宅用）【Q&A】

Q1. 補助金額はいくらですか？

A1. 出力値（kW、小数点以下切り捨て）を基準に、4kW以下の部分は1kWあたり8万円、5kW以上の部分は1kWあたり6万円として計算した額です。ただし、1kWあたりの補助対象経費（税抜）が8万円未満の場合は、補助対象経費の1/2の額が上限となります。

Q2. 1人（または1事業者）何件まで申請可能ですか？

A2. 多くの方に補助を活用していただく趣旨から、1人（1世帯）につき1申請（1回限り）とさせていただきます。

Q3. どのような太陽光発電設備が補助対象になりますか？

A3. 市内の住宅の屋根に設置する新品の設備で、出力（太陽光モジュールとパワーコンディショナーの低い方）が10kW未満であり、発電した電力の30%以上を自家消費するものが対象です。

Q4. PPA契約やリース契約を利用して導入する場合は補助を受けられますか？

A4. PPA契約およびリース契約による導入も対象です。ただし、交付申請者は設置する事業者となります。また、国の要領に基づく制限がありますので、事前にご相談ください。

Q5. PPA契約やリース契約で導入する場合、誰が補助金の申請者になりますか？また補助金は誰に振り込まれますか？

A5. 設備の所有者となる「PPA事業者」または「リース事業者」が補助金の申請者となります。補助金も事業者に対して振り込まれます。ただし、実際に設備を設置して電力を利用する方（需要家・住宅所有者等）との共同申請とするか、利用者の同意書の提出が必要となります。

Q6. 交付申請書の提出から交付決定まではどれくらいかかりますか？また、契約や工事はいつ行えばよいですか？

A6. 申請内容に不備がなければ、概ね2週間程度で交付決定通知書を送付いたします。必ず市からの「交付決定後」に契約・発注および工事に着手してください。「交付決定前」に契約・発注および工事に着手した場合は、補助対象外となります。

Q7. 中古品の設置や、既存設備の増設は補助対象になりますか？

A7. いいえ、補助対象外です。商用化され導入実績がある「新品」の設備を新規に設置する場合に限られます。

Q8. 申請書類や実績報告書は郵送で提出できますか？

A8. 原則として、申請者本人による担当窓口への直接提出をお願いしております。どうしても来庁が難しい場合は、郵送にてご送付ください。（代理人による申請の場合は委任状が必要です。）

Q9. 施工業者の指定や要件はありますか？

A9. 施工業者の指定はありません。市内・市外の業者どちらを利用しても結構です。

Q10. 対象となる経費は何ですか？消費税や事務手数料も含まれますか？

A10. 補助の対象となるのは、対象設備の「設備費」および「工事費」のみです。手続き代行などの業務費や事務費、消費税などは対象外となります。

Q11. 蓄電池は補助対象になりますか？

A11. 蓄電池は補助の対象とはなりません。太陽光モジュールと併せて蓄電池を設置する場合であっても、補助の対象となるのは太陽光発電設備（太陽光モジュールやパワーコンディショナーなど）のみとなります。

Q12. カーポート（ソーラーカーポート）や、敷地内にある倉庫の屋根への設置は補助の対象になりますか？

A12. カーポート（ソーラーカーポート）や独立した倉庫等への設置も、住宅用としては対象外です。

Q13. マルチ蓄電池（ハイブリッドパワコン等）を導入する場合、パワーコンディシ

ヨナーの定格出力はどのように算定(確認)すればよいですか?カタログで分かりますか?

A13. 補助金額の算定に用いるパワーコンディショナーの出力は、製品カタログの仕様一覧表に記載されている「定格出力」または「系統連系時定格出力」の数値(kW等)を使用します(※停電時に使う「自立出力」の数値ではありません)。製品カタログで確認できない場合は、メーカー等からの証明等をお願いする場合があります。

Q14. 既存設備の更新(買い替え)や、パネルの追加増設は対象になりますか?

A14. 設備更新は、容量増大などCO₂削減効果の「追加性」が認められる場合に対象となります。(撤去費用は対象外です) 増設については、追加した分のみが補助対象です。ただし、パネルのみ増設してパワーコンディショナーを増設しない場合は、追加導入量が0kWとみなされ補助対象外となることがあります。

Q15. 国の補助金との併用や、売電・自己託送は可能ですか?

A15. 同一設備に対する国の他の補助金との併用(重複利用)はできません。発電した電力については、FIT/FIP制度の認定を受ける場合は補助の対象外となりますが、相対契約での余剰電力の売電は可能です。また、自己託送を行うことはできません。

Q16. 自家消費率はどのように計算しますか?要件である30%以上の自家消費を下回った場合はどうなりますか?

A16. 「(発電量－売電量)÷発電量」で自家消費率を算出します。自家消費量等の実績について市へ報告する義務があります。自家消費率について要件である30%を下回った場合は運用の改善をお願いすることになり、要件未達のほか、虚偽・不正申請や報告未提出などがあった場合は、補助金返還の対象になることがあります。また、対象となる方には、時期になりましたら市から通知をお送りいたします。

Q17. 工事が遅れて実績報告が期限に間に合わない場合、延長できますか?

A17. 提出期限を延長することはできません。期限を超過すると補助金をお支払いできなくなるため、余裕を持ったスケジュールで手続きをお願いします。

Q18. 補助金の交付決定を受けた後に、設備のメーカーや型式が変わる場合、または工事期間が予定より遅れる場合はどうすればよいですか?

A18. 設備のメーカーや型式の変更等に伴い、「補助対象経費」「補助金の交付決定額」「補助対象設備等の数量」のいずれかに変更が生じる場合は、あらかじめ「変更等承認申請書」を提出して承認を得る必要があります。また、事業の完了予定日が遅れる場合は、速やかに「完了予定日変更報告書」を提出してください。（ただし、変更後の完了予定日が当初の予定から2カ月以内であり、かつ実績報告の最終期限を越えない場合は提出不要です）。

Q19. 設備の設置後に行うべき手続きや、処分に関する制限はありますか？

A19. 設置から1年ごとに自家消費実績をご報告いただきます。また、法定耐用年数（17年）を経過するまではJ-クレジット制度への登録はできません。同じく17年経過前に設備の譲渡・廃棄等を行う場合は、あらかじめ市へ申請し承認を得る必要があります。（無断で行うと返還の対象となります）

Q20. 住宅の持ち主ではありませんが、申し込み可能ですか？共有名義の場合はどうなりますか？

A20. ご自身が居住し工事費を支払うのであれば可能ですが、建物の所有者の「承諾書」が必要となります。共有名義の場合も共有者全員の承諾書をご用意ください。

Q21. 現在は市外に住んでいますが、八女市へ転居して設置する予定です。申請できますか？

A21. 申請は可能ですが、実績報告書の提出までに八女市へ引っ越し、住民登録を完了させることが条件となります。

Q22. 新築住宅で申請時に建物の登記が済んでいない場合はどうすればよいですか？

A22. 交付申請時は建物の位置図や配置図等を提出していただき、建物の不動産登記事項証明書については設置完了後の「実績報告時」にご提出ください。

Q23. 取得財産等の管理台帳の作成は必要ですか？

A23. 市が提供する「財産管理台帳」を作成し、実績報告時に写しを提出するとともに、事業完了後も保管していただく必要があります。